

## 特例監理技術者の兼務について

建設業法等の一部改正に伴い、令和2年10月1日以降は、工事現場に専任で置くべき監理技術者について、当該監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で工事現場に置く場合には、専任を要しないこととされ、2現場まで兼務が可能となりました。（当該監理技術者を「特例監理技術者」という。）

特例監理技術者を他の工事現場と兼務させる場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

### 1. 特例監理技術者の兼務について

次の要件を全て満たすこと。

- ①本市発注の建設工事にあつては、予定価格1億8,000万円未満であること。
- ②施工場所は、松山市内又は工事現場の相互の間隔が10.0km以内であること。

### 2. 監理技術者補佐について

次の要件を全て満たす者を専任で配置すること。

- ①主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者。

※主任技術者の資格を有する業種に限ります。

- ②直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。（公告日以前3箇月以上）

### 3. 兼務の手続き

事前に次の書類を提出してください。（提出先：契約課）

#### （1）松山市の一般競争入札の場合

区分	提出書類（様式）	提出期限
入札に参加するとき	特例監理技術者の兼務予定について	開札日の前日まで
落札したとき	特例監理技術者兼務届	契約日まで

#### （2）松山市の工事に配置されている技術者を他発注機関の工事と兼務させる場合

区分	提出書類（様式）	提出期限
入札に参加するとき	特例監理技術者の兼務予定について	他発注機関への申請前
落札したとき	特例監理技術者兼務届	速やかに

#### 4. 注意事項

- ・他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限りです。必ず事前に内諾を得てください。
- ・本市発注工事において、「松山市低入札価格調査実施要領」に基づく調査を経て落札した案件の監理技術者については、他の工事を兼務することはできません。
- ・兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、特例監理技術者が主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いができるなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。
- ・特例監理技術者が現場に不在の場合でも監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。
- ・記載内容に虚偽があった場合、建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合若しくは兼務することにより現場の施工体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し、契約解除、工事成績評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となります。
- ・既に配置されている監理技術者を特例監理技術者へ変更する場合（監理技術者補佐を配置する場合）や、既に配置されている特例監理技術者を監理技術者へ変更する場合（監理技術者補佐の配置を解除する場合）は、施工体制が変更となることから、事前に監督員へご相談ください。

※個別案件の兼務の可否については必ず事前に契約課へご相談ください。